

第5章 緑化重点地区と保全配慮地区

5-1 緑化重点地区

(1)位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑化手法の一つであり、みどりの基本計画の定めるべき事項として、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）及び当該地区における緑化の推進に関する事項」が位置付けられています。

(2)設定目的と役割

駅前などの都市のシンボルとなる地区や市街地開発事業の予定地区など、良好な都市環境の形成が望まれる地区において、戦略的・集中的に緑化を推進するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

つまり、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑化施策を総合的に進め、その取り組みを市全域に広げていく役割を担っているといえます。

(3)設定によるメリット

- ・ 戦略的・集中的に緑化事業を行うことで、みどりのまちづくりのモデルを具体化できます。
- ・ 緑化の効果が目に見える形で示されることで、他の地区における緑化意識や機運の向上などの波及効果が期待できます。
- ・ 小規模な公園・緑地であっても、優先して整備することが可能となります。

(4)本市における緑化重点地区

本市においては、以下の1地区の緑化重点地区と、2地区の緑化重点地区（候補）を設定します。

1) JR阪和線周辺緑化重点地区

本地区は、泉州地域の海岸平野部に連担する市街地の一角を形成する地区で、多くの交通軸が走る交通利便性に優れています。小栗街道といった古くからの街道が位置し、周囲に多くの社寺が見られます。また全国的に知られる池上曾根遺跡が確認されており、歴史豊かな地域です。

昔ながらの狭小幅員道路が巡り、住宅が密集しているところも見られ、公園や農地等のみどりが少ない地区であり、戦略的な緑化の推進が必要です。

2) 和泉中央線周辺緑化重点地区（候補）

本地区は、和泉中央線沿道を中心とした地区で、本市の中心都市軸に位置付けられています。市役所をはじめとした行政・公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などの都市機能が集積する和泉府中駅周辺と、新たな都心として都市機能が集積する和泉中央駅を結びます。

計画的に開発された住宅地や集合住宅、商業地を活かした、本市の顔となる地区としてみどり豊かで、新たなにぎわいを生み出す魅力あるまちづくりが求められています。

3) 久保惣記念美術館等周辺緑化重点地区（候補）

本地区は、久保惣記念美術館、宮ノ上公園、いずみの国歴史館などの文化施設が集積するとともに、桃山学院大学が立地しています。また、久保惣記念美術館周辺では、落ち着いたまちなみが広がっています。

本地区は、まなびの拠点として、また本市の魅力の創出・発信を行う地区として、みどりを充実させ景観および地域環境の向上をはかるとともに、市民や来訪者が集う環境づくりが求められています。

(1)位置付け

都市緑地法第4条に定めるみどりの基本計画の緑地保全手法の一つであり、みどりの基本計画で定めるべき事項として、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）並びに当該地区における緑地の保全に関する事項」が位置付けられています。

(2)設定目的と役割

緑地を中心として良好な自然環境の保全を図る必要がある地区において、条例を活用した保全措置などにより、市民の理解と協力を得ながら、戦略的・集中的に緑地を保全するために設定する事例や、みどりのまちづくりに対する市民の意識向上と普及・啓発を図るために設定する事例が多く見られます。

緑化重点地区と同様に、みどりのまちづくりのモデルとなる場所において、緑地保全施策を総合的に進め、その取り組みを市全域に広げていく役割を担っているといえます。

(3)設定によるメリット

- 独自の規制を伴う制度ではありませんが、設定地区における具体的な保全目標を示すことで、既存の保全制度の適用・運用や市民参画・協働による緑地保全活動の推進など、より幅広い施策展開が可能となります。
- 概念的な地区設定となりますが、行政の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めるとともに、緑地保全に対する意識共有を図ることが可能となります。
- 個々の緑地を対象として地区設定するのではなく、保全すべき緑地を含め、良好な自然環境を保全する地区を対象として地区設定することから、まちづくりや地域づくりの考え方に近い取り組みとなることが期待できます。
- 都市計画決定や条例制定の必要性がないなど、設定するための手続きに多くの時間・労力を要しません。

(4)本市における保全配慮地区

本市では、保全すべき重要なみどりでありながら、これまで法規制等の設定されてこなかった以下の地域を保全配慮地区として設定します。

1) 信太山丘陵保全配慮地区

本地区は、旧陸軍や自衛隊の演習場として利用され開発を逃れてきた結果、市街地の近くなから貴重な湿原や草地といった多様な自然環境が維持されてきました。

こうした自然環境の貴重性が評価され、「大阪府レッドリスト 2014」では、生物多様性ホットスポットのAランク（府内 16 箇所）として、「近畿圏の都市環境インフラのランドデザイン（平成18年 国土交通省）では、「保全等を検討すべき地域（近畿圏 29 箇所）の一つに位置付けられており、今後も本地区の自然環境を守り育てるとともに、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用することが求められています。

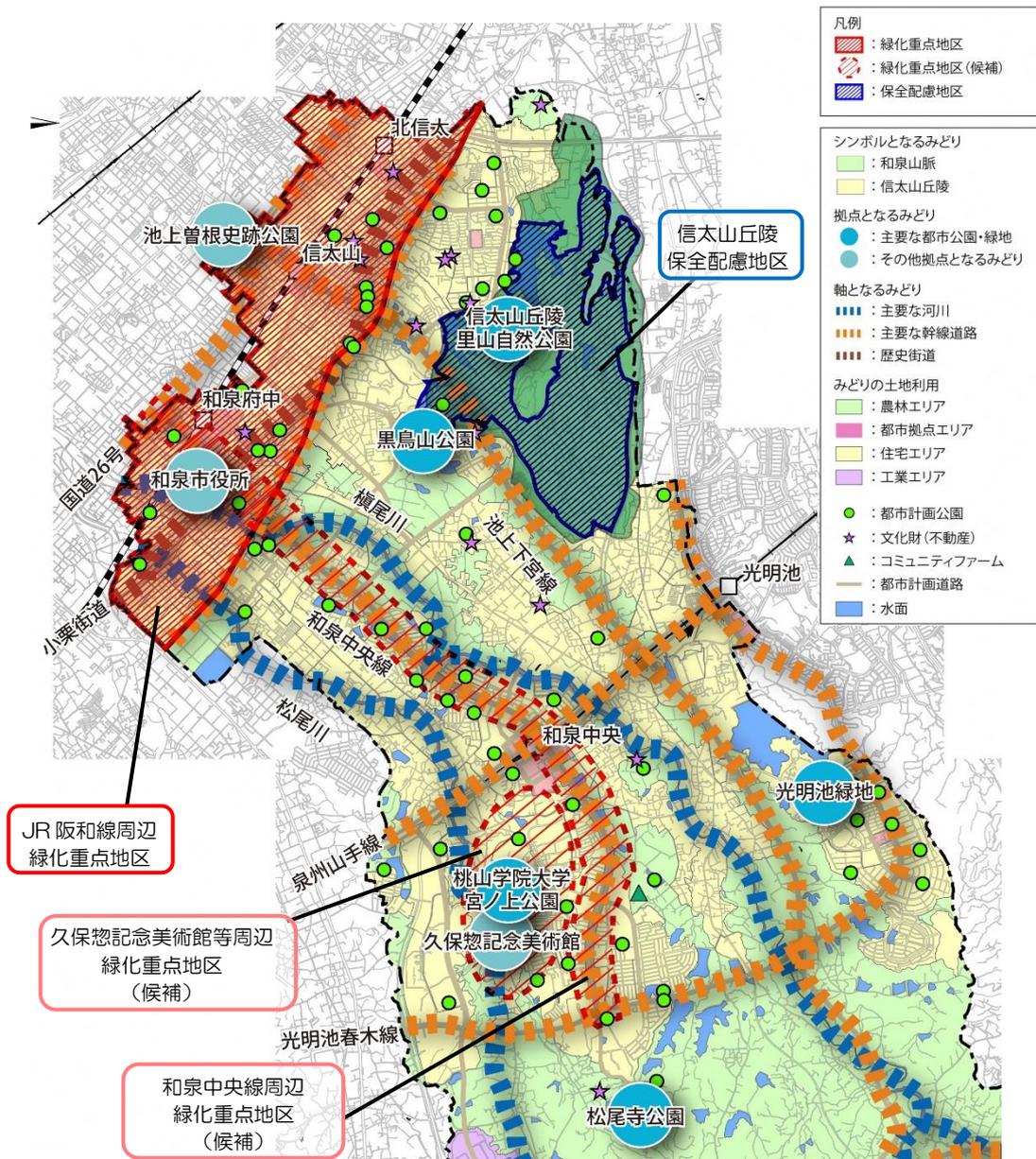


図 緑化重点地区、保全配慮地区位置図

5-3 施策例

各地区では、例えば以下のような施策展開が考えられます。

表 各地区の施策例

地区名	緑化推進もしくは緑地保全にあたっての課題	想定される施策
J R 阪和線周辺緑化重点地区	<ul style="list-style-type: none"> 身近に親しめる都市公園・緑地、農地等のみどりが少なく、学校を始めとして公共施設の緑地規模も小さく、全体としての緑量を増加させることが必要です。 住宅等が密集しているところであり、緑化を図るにしても、公共の緑化スペースは限られており、緑視効果に配慮した緑化や、民有地の緑化を進めることが必要です。 通勤や通学、散歩などに利用できる安全な道空間が十分ではありません。また点在する社寺等の歴史資源が十分に活かされておらず、みどりのネットワーク化が重要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 北信太山駅や信太山駅周辺やアクセス道路の緑化推進 主要な幹線道路の緑化推進 通勤・通学のみどりの道づくり 槇尾川や松尾川の河畔林の保全と水に親しめる空間としての遊歩道の整備 旭公園、芦洗公園の未着手・未開設区域のある公園の整備推進 市民緑地制度を活用した緑地の創出 史跡池上曾根遺跡の保全と観光拠点としての活用、周辺地域の緑化の推進 学校を始めとした公共施設の緑化推進 和泉市役所新庁舎への（仮称）イズミ広場等の整備 地域住民との協働による、小栗街道の歴史的な雰囲気に残るまちなみ保全 小栗街道のほか、池上曾根遺跡、和泉黄金塚古墳、丸笠山古墳などの周辺資源と一体となったウォーキングルートの設定と周辺環境整備 鎮守の森等の市民の利用にも考慮したみどりの保全・活用 市街地内農地やため池の保全 民有地の緑化誘導 等
和泉中央線周辺地区緑化重点地区（候補）	<ul style="list-style-type: none"> 本市の中心都市軸に位置付けられており、本市のシンボルとなるような風格のあるみどりの景観づくりが必要です。 周辺は主に住宅地が広がり、和泉府中駅や和泉中央駅周辺では商業等の事業所も多く、住民や事業者と連携したみどりの創出が必要です。 沿道の学校等を始め公共施設、ため池、農地、社寺等のみどりと連携した、みどりの保全と創出が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 和泉中央線の街路樹の整備と適切な維持管理 和泉府中駅や和泉中央駅周辺のみどりの適切な維持管理によるまちの顔づくり 駅を中心としたみどりのまちづくりやみどりのネットワークの推進 松尾寺公園等の未着手・未開設区域のある公園の整備推進 市民緑地制度を活用した緑地の創出 和泉市役所新庁舎への（仮称）イズミ広場等の整備 道路沿いへの植栽や道路から見えるようなしつらえなどのみどりの沿道への誘導 学校等の公共施設の緑化 広告・社名入りの街路樹・花壇設置など事業者と連携したみどりのスポンサー制度の推進 事業者敷地内のみどりを楽しむことのできるような一般公開制度の検討 農地、ため池、社寺のみどりの保全 都市公園（中央公園やいしたちはら公園等）における民間事業者と一体となった公園運営 等

地区名	緑化推進もしくは緑地保全にあたっての課題	想定される施策
久保惣記念美術館等周辺緑化重点地区(候補)	<ul style="list-style-type: none"> • 本地区は、まなびの拠点として、また本市の魅力の創出・発信を行う地区として位置付けられており、緑化の推進やオープンスペースの整備等により、人々が集い、憩い、賑わう空間づくりが必要です。 • 周辺は、久保惣記念美術館、宮ノ上公園、いすみの国歴史館などの文化施設が集積していることから、これらの施設を中心にみどりのまちづくりを行うとともに、これらの施設を結ぶ散策路等のネットワークづくりが必要です。 • 桃山学院大学が立地しており、大学と連携したまちづくりが必要です。 • 落ち着いたまちなみが広がっていることから、これらの景観的な保全を図るとともに、緑化の推進による景観づくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> • 久保惣記念美術館、宮ノ上公園、いすみの国歴史館など文化施設のみどりの適切な維持管理 • 落ち着いたまちなみの保全と、周辺との調和に配慮したみどりのまちづくりの推進 • 各施設やまちなみとのネットワーク化を図る散策路の設定と緑化の推進 • 市民緑地制度を活用した緑地の創出 • 街路樹の適切な維持管理により緑地の保全 • 民有地の緑化誘導 • 道路沿いへの植栽や道路から見えるようなしつらえなどのみどりの沿道への誘導 • 小学校や幼稚園、保育園等の公共施設の緑化推進 • 桃山学院大学と連携した緑地の保全と創出 • フィールドワークなど、学生の参画によるみどりのまちづくりの推進 等
信太山丘陵保全配慮地区	<ul style="list-style-type: none"> • 本地区は、市街地の近くながら貴重な湿原や草地といった多様な自然環境が維持されていますが、自然環境の保全を意図した法規制がかけられていないことから、保全配慮地区としての設定と共に、市民や事業者、土地所有者等との協力により保全を図っていく必要があります。 • 市街地に近隣に残された自然として、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場として活用する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> • 生きものの生態調査の実施による現状把握 • 絶滅危惧種等の貴重種の把握と保全 • 外来生物などの生息・生育分布の把握と対策 • 信太山丘陵里山自然公園の都市計画緑地として開園 • 広場やあずまや、トイレ、作業小屋、周遊路等の整備による活動拠点や活動エリアの整備 • 市民との協働による保全管理や自然観察会といった様々なプログラムの実施 • 市内の小学校の自然体験、環境学習を目的とした遠足の受け入れ 等